

バレッタ英語多読クラブ規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは、**バレッタ英語多読クラブ**（以下「本クラブ」という。）と称する。

(目的)

第2条 本クラブは、中学生を主な対象として、英語の多読活動を通して英語に親しみ、読む力、語彙力及び理解力を育てるとともに、学校生活とは異なる学びと交流の機会を提供し、参加者の健やかな成長に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本クラブは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 英語絵本、英語リーダー、本児童書等を用いた英語多読活動
- (2) 英語の本や教材を活用した読書記録、感想共有その他の学習活動
- (3) 参加者の英語力や興味に応じた読書支援及び学習支援
- (4) その他、本クラブの目的達成に必要な活動

(参加対象)

第4条 本クラブの参加対象は、中学生とする。

2 参加者は、神戸市、芦屋市、西宮市等に在住又は在学する中学生とし、公立中学校及び私立中学校の別を問わない。

3 前項に定めるほか、特別の事情がある場合は、本クラブが協議のうえ参加の可否を決定することができる。

第2章 入会及び退会

(入会)

第5条 本クラブに入会しようとする者は、保護者が本規約に同意のうえ、所定の入会手続を行うものとする。

2 本クラブは、活動の円滑な運営上必要がある場合、入会の可否を判断することができる。

3 入会後は、参加者及び保護者は本規約を遵守するものとする。

(会費)

第6条 本クラブの会費は、**月額4,000円**とする。

2 会費は、本クラブが別に定める方法により納入するものとする。

3 いったん納入された会費は、原則として返還しない。ただし、本クラブの都合による中止その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

4 教材費、行事費その他特別の費用が必要となる場合は、事前に保護者へ通知したうえで、別途徴収することができる。

(退会)

第7条 本クラブを退会する場合は、保護者が所定の方法により届け出るものとする。

2 参加者が中学校を卒業したときは、当該年度末をもって退会とする。

3 参加者又は保護者が、本規約に著しく違反した場合、他の参加者、保護者又は指導者に迷惑を及ぼした場合、その他本クラブの運営に重大な支障を生じさせた場合は、本クラブは当該参加者の退会を求めることができる。

第3章 運営

(役員)

第8条 本クラブに、次の役員を置く。

(1) 代表（責任者） 1名

(2) 副代表 1名

(3) 会計 1名

2 役員は、本クラブの運営に必要な業務を分担する。

3 欠員が生じた場合は、必要に応じて補充するものとする。

(役員の仕事)

第9条 代表（責任者）は、本クラブを代表し、会務を総括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、本クラブの会計事務を担当する。

(会議)

第10条 本クラブは、運営に必要な事項を協議するため、必要に応じて会議を開催する。

2 会議では、次の事項を協議又は決定する。

(1) 年間の活動方針及び活動計画に関する事項

(2) 予算、決算その他会計に関する事項

(3) 入会、退会その他運営に関する重要事項

(4) 安全管理及び個人情報の取扱いに関する事項

第4章 会計

(会計年度)

第11条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(会計管理)

第12条 本クラブは、収入及び支出の状況を適正に管理し、必要に応じてその内容を確認できるようにするものとする。

第5章 安全管理等

(安全管理)

第13条 本クラブは、参加者の安全に十分配慮して活動を行うものとする。

2 参加者は、指導者又は運営者の指示に従い、安全に留意して活動するものとする。

3 保護者は、参加者の健康状態その他活動参加にあたり配慮を要する事項がある場合は、あらかじめ本クラブへ申し出るものとする。

(事故等)

第14条 本クラブは、安全に十分配慮して活動を行うが、通常予見しがたい事故、けが、盗難、紛失その他の損害については、本クラブに故意又は重大な過失がある場合を除き、その責任を負わないものとする。

(保険)

第15条 本クラブは、必要に応じて活動中の事故等に備える保険に加入するものとする。

2 保険の適用範囲及び内容については、別途保護者に通知するものとする。

第6章 個人情報

(個人情報の取扱い)

第16条 本クラブは、活動運営にあたり取得した参加者及び保護者の個人情報について、法令を遵守し、適正に管理するものとする。

2 本クラブは、取得した個人情報を、本クラブの運営、連絡、安全管理その他正当な目的の範囲内で使用するものとする。

3 本クラブは、法令に基づく場合を除き、本人の同意なく個人情報を第三者に提供しないものとする。

(写真等の取扱い)

第17条 本クラブは、活動の記録又は広報のため、参加者の写真、動画、作品等を使用する場合がある。

2 前項の場合は、必要に応じて保護者の同意を得るものとし、氏名その他の個人情報の取扱いには十分配慮するものとする。

第7章 雑則

(規約の変更)

第18条 本クラブは、必要に応じて本規約を変更することができる。

2 規約を変更した場合は、保護者に対し、適切な方法により周知するものとする。

(規約に定めのない事項)

第19条 本規約に定めのない事項又は本クラブの運営上必要な事項については、役員等の協議により決定するものとする。

附則

1 本規約は、**令和8年9月1日**から施行する。

2 本クラブの役員は、次のとおりとする。

代表（責任者） 南 佐知子

副代表 Barrett JeanClaude Alain

会計 南 敏之